

●発表日：平成28年(2016年)3月25日

若者・子育て世代による定住のための「住宅取得」を応援！  
**「田原市定住・移住促進奨励金」制度を新設**

1 制度の概要

「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口増加と将来にわたって活力あるまちづくりを推進するため、市内において新築住宅を取得する若者や子育て世代に対し、予算の範囲内で奨励金を交付するものです。

2 制度開始日

平成28年4月1日（金）

※詳細は別紙チラシをご覧ください。

(担当) 政策推進課 主任 横田浩一 電話 (0531) 23-3507

※4月以降担当

人口増企画室 総合戦略係 主査 横田浩一 電話 (0531) 23-3728

若者・子育て世代の皆さんへ



# 「定住」のための「住宅取得」へ 奨励金を交付します

最高  
80万円

愛知県田原市では、人口増加と地域活性化を図るため、「田原市定住・移住促進奨励金」制度を新設し、本市への「定住」「移住」を応援します。

## ◆対象住宅

田原市内において平成28年4月1日以降に自ら取得(権利登記)する新築住宅又は建売住宅で、次の要件をすべて満たすもの

- 建築基準法に基づく確認済・検査済の物件
- 居住用面積が70㎡以上
- 取得価格が500万円以上

※住宅又は店舗等との併用住宅を対象 ※既存住宅の増改築は対象外

## ◆対象者

本人又は配偶者が45歳以下の方

## ◆奨励金

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| 1 市外に1年以上居住し転入          | 30万円 |
| 2 市内の社宅・賃貸住宅等に5年以上居住し転居 | 30万円 |
| 3 上記以外                  | 10万円 |

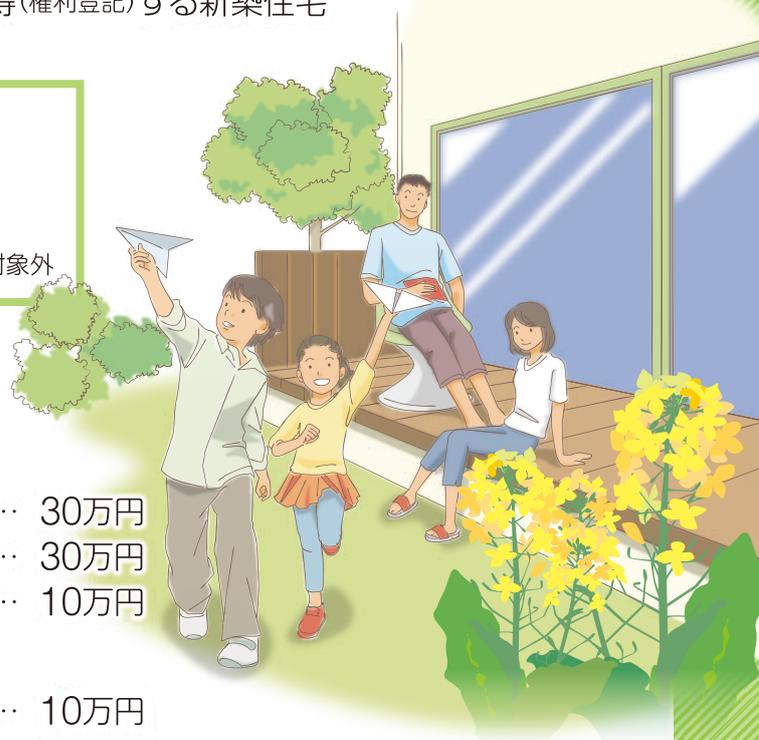
## ◆奨励金に加算する額

- 義務教育終了前の子が同居 10万円
- 上記に加え申請者の親が同居・※近居 10万円
- 赤羽根・福江市街化区域、夕陽が浜で取得 10万円
- 市内建設業者が建築 20万円

※近居 同一小学校区または隣接する小学校区に居住

## ◆条件

- 取得後5年以上定住すること
- 世帯全員に市税等の滞納がないこと など



居住する地域の自治会へ加入をお願いします。

※詳しくは直接お問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

<http://www.city.tahara.aichi.jp>



田原市 企画部 人口増企画室

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30-1

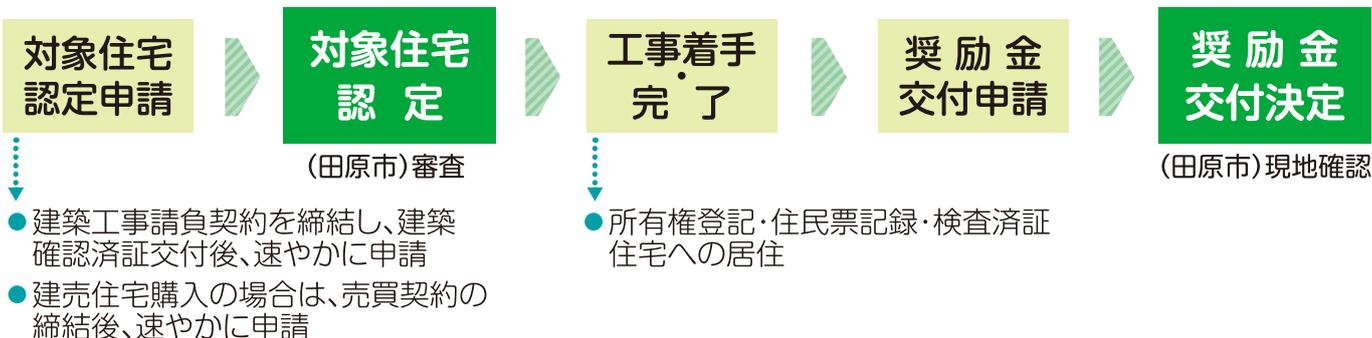
TEL ● 0531-23-3728

E-mail ● [jinkou@city.tahara.aichi.jp](mailto:jinkou@city.tahara.aichi.jp)

# 愛知県田原市は若者・子育て世代による定住のための「住宅取得」を応援します



## ◆奨励金申請手続きの流れ (建築工事請負契約の場合)



## ◆事業期間 平成28年4月1日金～平成29年3月31日金

※当該年度内に限ります。また、予算が終了している場合は交付されません。

## ◆田原市定住・移住促進奨励金 Q&A

### Q・45歳以下が対象の理由はなぜですか。

A・将来を見据え、持続的な市の人口維持を図るための制度ですので、現在子育てしている世帯又はそれに準じる年齢層の方を対象としています。

### Q・親の名義で新築し同居する予定ですが、対象となりますか。

A・対象となりません。できる限り永く定住していただくことが目的であるため、住宅を自ら「取得」する方へ奨励金を交付する制度です。

### Q・中古住宅の購入が対象とならないのはなぜですか。

A・田原市では、「田原市空き家活用促進事業補助金」を設置し、空き家バンク登録家屋の改修費の助成を行っていますので、そちらの制度を優先するものです。

### Q・なぜ赤羽根・渥美市街化区域、夕陽が浜のみ加算があるのですか。

A・人口減少の幅が大きい赤羽根地域、渥美地域への支援を手厚くしました。

- 市街化区域は、公共投資により計画的に都市機能を整備し、区域内だけでなく、周辺地域の核となり、生活の利便性を向上させるための区域です。したがって、投資効果の向上を図るため、市街化区域の宅地の有効活用を促す必要があります。
- 夕陽が浜は、地域振興・人口増加のため公共で整備した住宅地ですので、市街化区域同様、有効活用を促すものです。

### Q・認定申請をする前に工事を着手しています (建売住宅を購入しました) が、奨励金の対象になりますか。

A・平成28年4月1日以降に取得する (取得した) 場合は、対象となります。

- ただし、予算が終了している場合は交付されません。

### Q・認定申請時は他市に1年以上居住していましたが、住宅が完成する前に、一時的にアパートを借りて住民票を異動していました。転入要件に該当しますか。

A・該当します。認定申請後の転入であれば、対象住宅取得に伴う移住とみなします。

「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口増加と将来にわたって活力のあるまちづくりを推進します。